

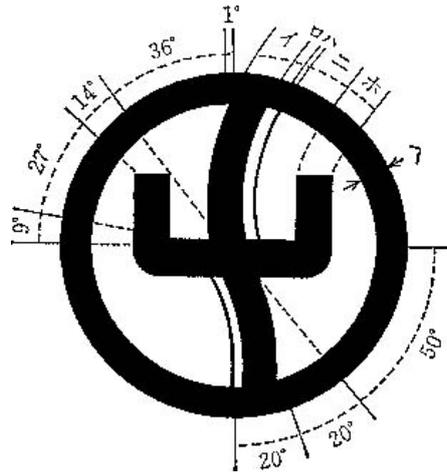
○市章制定について

昭和32年3月19日  
告示第8号の2

本市市章を次のとおり定める。

本表中白色の所を白、黒色の所を赤色とする。

本表



寸法

イ = ホ

ロ、ハ =  $1 / 4$  イ

ニ = イ - ロ

ヘ = イ - ロ . ハ

流山市市章に就いて

江戸川の流に沿う市の性格として江戸川の象徴として、水の流の図案を、篆書字典により略化し、江戸川の主流を現わした。中心の山は流の水の装飾化されたものと組合し、流山市の姿を表した。

艸という草の意は流山市が古くより、味醂、酒釀その他農産加工物の科学的発展的市の内容を示し、河を中心に堅実に市の人々の協力を表す表現として、円形にて囲み、市の人々の和を強く描いた市章である。